

7 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業（ほっきがい等）の許可等に関する取扱方針

（趣 旨）

第1 小型機船底びき網漁業のうち、地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に規定するほか、この方針に定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数5トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場

ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。

また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

(5) 漁業時期

毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

(1) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

（許可等をしない場合）

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 申請者が所属する漁業協同組合長の操業資格証明書の提出がないとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業（ほっきがい等）の許可等に関する取扱方針(昭和50年8月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。